

東京海区漁業調整委員会指示（釣漁法の制限）について

- 1 指示事項
釣漁法の制限（いきえさの使用制限）
- 2 指示開始年
昭和52年（第96回東京都島部海区漁業調整委員会）
- 3 有効期間
1年間（毎年更新）
〔令和5年12月7日～令和6年12月6日まで〕
- 4 指示の目的
アカハタ、カサゴ資源の保護のため
- 5 指示の対象者
漁業者、遊漁者
- 6 対象魚種
アカハタ、カサゴ
- 7 主たる内容
採捕等の規制（漁具・漁法、海域）
- 8 指示の内容
東京海区（伊豆諸島海域）の各島から1,500メートル以内の海域では、いきえさを使用して、アカハタ及びカサゴを釣獲してならない。

東京漁調指示第8号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

令和5年 月 日（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会
会 長 有 元 貴 文

（釣漁法の禁止）

- 1 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（藺灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び嬬婦岩の各最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域においては、いきえさ（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和5年12月7日から令和6年12月6日までとする。

注) _____ 今回変更箇所